

住宅に困窮している方を支援するため、

町営住宅の入居希望者を募集しています！

町営住宅とは、住宅に困窮している方を対象とした、法律に基づいて町が管理する賃貸住宅です。

◆入居資格

- ・住宅に困っている
- ・同居親族がいる（例外的）
- ・世帯所得が定められた基準内である
- ・入居者及び同居親族に町民税等の滞納がない
- ・入居者及び同居親族が暴力団員ではない

◆申込方法

町ホームページまたは施設課備え付けの申込書に記入のうえ、必要書類とともに提出してください。

◆申込期間

申込みは随時受け付けており、住居が空き次第、書類審査のうえ、住宅の困窮度合いなどを考慮して入居者を決定します。

※先着や抽選ではありません。

※不明な点は、下記までお問い合わせください。

【必要書類一覧】

- ・町営住宅入居申込書
- ・納税状況調査同意書
- ・各種添付書類（収入、扶養家族人数等を証明できる書類）

【募集中の町営住宅一覧】

- ・大留団地
- ・上ノ国団地
- ・中崎団地
- ・湯ノ岱団地
- ・中央区団地
- ・石崎団地

◆申込先・お問い合わせ

施設課財産管理グループ

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん



平成28年1月から、マイナンバーは社会保障・税・災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金・雇用期間・医療保険手続、生活保護の福祉や給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障・源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

国民の利便性の向上

公平・公正な社会の実現

マイナンバーは一生使うものです。大切に保管してください。

マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイナ）

★有料広告

体験教室

in 道の駅上ノ国もんじゅ

3/7(土) 9時~12時

浜の母料理教室

旬の魚を漁師直伝の浜の味に仕立てる
何ができるかお楽しみの料理教室♪

参加費 1,000円

定員 10名

講師 古館丸子

募集締切
3/4

3/15(日) 9時~12時

かたこもち作り体験

毎年大人気！出来たての味は格別♪
お持ち帰りのかたこちはお彼岸に！

参加費 1,000円

定員 20名

講師 たんぽぽ会

募集締切
3/12

3/22(日) 9時~15時

籐を使った小物作り教室

カワイ小物を自分で作って
趣味の世界を広げてみませんか？

参加費 2,000円(昼食付)

定員 10名

講師 館政文子

募集締切
3/19

参加者募集！

主催・参加申込は 上ノ国町物産センター連絡協議会(道の駅上ノ国もんじゅ内) Tel. 55-3955

※定員になり次第受付を終了させていただきます。